

○加須市水道事業給水条例

平成22年3月23日

条例第213号

改正 平成24年10月9日条例第32号

平成25年9月13日条例第29号

平成25年12月16日条例第38号

令和元年7月5日条例第6号

令和元年9月12日条例第11号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）

第3章 給水（第13条—第24条）

第4章 料金及び手数料（第25条—第34条）

第5章 管理（第35条—第40条）

第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）

第7章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、加須市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 加須市水道事業の給水区域は、加須市水道事業の設置等に関する条例（平成22年加須市条例第209号）第2条第2項に定めるとおりとする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の施設した配水管（以下

「配水管」という。) から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みに当たり、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(加入分担金)

第6条 給水装置を新設し、又は水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を増径しようとする者は、別表第1の区分による金額を加入分担金として納付しなければならない。ただし、建設工事その他の理由により、一時的に水道を使用しようとする者は、この限りでない。

2 前項の加入分担金は、給水装置の新設工事又はメーターの口径の増径工事の申込みの際徴収する。

3 メーターの口径を増径する場合の加入分担金の額は、新口径に係る加入分担金の額と旧口径に係る加入分担金の額との差額とする。

4 既納の加入分担金は、還付しない。ただし、給水装置の新設等の申込み後、工事着手前であれば還付することができる。

5 給水装置を改造して減径する場合は、加入分担金を徴収しない。なお、新

口径と旧口径に係る加入分担金の差額は還付しない。

6 給水装置を廃止し、引き続き市内の他の場所に給水装置を新設する場合は、新設した給水装置の加入分担金の額を免除することができる。

7 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、第1項に規定する加入分担金の額を減額し、又は免除することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により市長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の

申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

第11条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の変更工事に要する費用は、原因者の負担とする。

3 第1項の場合において、給水装置の変更した部分は、その所有者の所有とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事

情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、給水装置の構造及び材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に定める技術基準に適合しないと認めたときは、前項の申込みを拒むことができる。

(令和元条例11・一部改正)

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人又はその住所を変更したときも、同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(給水装置の位置)

第17条 給水装置の位置は、申込者の指定するところによる。ただし、市長がその箇所が不相当と認めたときは、変更させることができる。

2 給水装置の位置又は工事の施行について、第三者の異議があっても、市はその責めを負わない。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

3 市長は、メーターの位置が管理上不相当であると認めたときは、給水装置の所有者又は水道の利用者の負担において、これを変更させることができる。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(平成25条例29・一部改正)

(水道の使用の中止、変更等の届出)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を廃止し、休止し、又は開始しようとするとき。

(2) メーターの口径を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人又は管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(平成24条例32・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 水道使用者等は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 給水装置と器物又は施設を連絡して使用することにより水道を汚染させないようにすること。

(2) メーターの検針、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物又は物件を設置しないこと。

5 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、前項の規定に違反した者に対し、水道の汚染防止又は障害除去のための必要な措置を命ずることができる。

(平成25条例29・一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第23条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他従業員等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置の各使用者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表第2により算定した額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、私設消火栓を消防の演習に使用した場合の料金は、1口につき1分ごとに1,000円とする。

(平成24条例32・一部改正)

(料金の算定)

第27条 料金は、隔月ごとの定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、計量した水量（以下「使用水量」という。）を、その日（以下「検針日」という。）の属する月分及び前月分として各月均等の水量とみなして算定する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

3 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌検針日に繰り越して計算し、料金を算定する。

4 前3項の規定により各月均等とみなして算定した水量に1立方メートル未満の端数があるときは、そのいずれか一方の月分の端数を他方の月分の水量

に加えるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、水道の使用を廃止し、又は休止した場合の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて料金を算定する。

(平成25条例29・一部改正)

(使用水量の認定)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(平成24条例32・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において、水道の使用を廃止し、休止し、又は開始した場合の使用日数が1箇月に満たないときの料金は、1箇月の基本料金に水量料金を加算した額とする。

2 月の中途において、メーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の基本料金によって算定し、使用日数が等しいときは、変更後の基本料金による。

3 第20条第1項第1号の規定による水道の使用の休止又は廃止の届出がないときは、水道使用者等がこれを使用しない場合であっても料金を徴収する。

(平成24条例32・一部改正)

(無届使用に対する認定)

第30条 第20条第1項第1号の規定による届出を行わずに水道を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 第6条第1項ただし書に規定する臨時使用の場合において水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りで

ない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法等)

第32条 料金は、口座振替又は納入通知書の方法により、隔月に徴収する。

ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

2 料金の納期限は、検針日の属する月の翌月（次項において「徴収月」という。）の末日とする。ただし、市長が水道の使用の休止その他必要があると認めるときは、随時に納期限を定めることができる。

3 料金を口座振替の方法により徴収する場合の振替日は、徴収月の26日とする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に当たるときは、その日の直後の休業日でない日とする。

4 料金の納付後その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、市長が必要と認めたときは、次回に徴収する料金により清算することができる。

(平成25条例29・一部改正)

(手数料)

第33条 手数料は、別表第3のとおりとし、申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。

2 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第34条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査

し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示し、又は自らこれをする事ができる。

2 前項の措置に要した費用は、その措置を受けた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令和元条例11・一部改正)

(給水の停止)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第22条第2項の修繕費若しくは第26条の料金を4箇月滞納したとき、又は第33条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第27条の使用水量の計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認められたとき。

(罰則)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第18条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第35条の検査若しくは第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第6条の加入分担金、第26条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第6条の加入分担金、第26条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市長の責務)

第41条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、規則に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の加須市給水条例（平成10年加須市条例第7号）、騎西町水道事業給水条例（平成10年騎西町条例第14号）、北川辺町水道事業給水条例（平成10年北川辺町条例第773号）、大利根町給水条例（平成10年大利根町条例第22号）又は大利根町口径別加入分担金徴収条例（昭和48年大利根町条例第27号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

（平成25年度及び平成26年度における100立方メートルを超える水量料金の特例）

4 別表第2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の中欄に掲げる年度の水量料金の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

合併前の加須市の給水区域	平成25年度	326円
	平成26年度	313円
合併前の騎西町、北川辺町及び大和町 町の給水区域	平成25年度	242円
	平成26年度	270円

(平成24条例32・追加、平成25条例38・一部改正)

(料金の改定日前後の継続使用に係る算定の特例)

5 次に掲げる料金の改定の日的前後において継続する水道の使用に係る料金で当該改定の日以後初めて支払を受ける権利が確定するものについては、当該改定前の額により算定する。

(1) 平成26年4月1日

(2) 平成27年4月1日

(平成25条例38・全改)

附 則 (平成24年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第26条第1項、第29条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後徴収する料金(改正後の附則第5項の規定が適用される部分を除く。)のうち、その算定の基礎となる期間の初日が施行日前のものについては、施行日前及び施行日後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

附 則 (平成25年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第38号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(加須市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第3条の規定による改正後の加須市水道事業給水条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

7 前項の月数は、暦に従って計算し、1箇月に満たない端数を生じたときは、これを1箇月とする。

附 則（令和元年条例第11号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

（平成24条例32・全改、平成25条例38・令和元条例6・一部改正）

メーター口径	加入分担金（1給水装置につき）
13ミリメートル	198,000円
20ミリメートル	319,000円
25ミリメートル	561,000円
30ミリメートル	1,034,000円
40ミリメートル	2,222,000円
50ミリメートル	3,795,000円
75ミリメートル	10,230,000円

100ミリメートル	20,955,000円
150ミリメートル	32,010,000円

備考 150ミリメートルを超える口径については、その都度積算するものとする。

別表第2（第26条関係）

（平成24条例32・全改、平成25条例38・令和元条例6・一部改正）

基本料金は、メーターの口径に応じ、1箇月につき次に掲げる額とする。

水量料金は、水量区分に応じ、次に掲げる額とする。

メーター口径	基本料金（1箇月につき）	水量料金（1立方メートルにつき）
13ミリメートル	440円	10立方メートルまで 110円
20ミリメートル	607円	10立方メートルを超え20立方メートルまで 132円
25ミリメートル	1,204円	20立方メートルを超え30立方メートルまで 165円
30ミリメートル	1,790円	30立方メートルを超え50立方メートルまで 198円
40ミリメートル	3,163円	50立方メートルを超え100立方メートルまで 242円
50ミリメートル	5,447円	100立方メートルを超える分 298円
75ミリメートル	12,027円	
100ミリメートル	21,707円	
150ミリメートル	50,747円	

別表第3（第33条関係）

（平成24条例32・令和元条例11・一部改正）

区分	単位	手数料
市長が給水装置工事の設計をするとき（第10条第1項第1号）	1件	設計費の3% 端数 100円未満切捨

		て
指定給水装置工事事業者の指定をするとき（第8条第1項）	1件	10,000円
指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき（第8条第1項）	1件	10,000円
指定給水装置工事事業者証の書換交付又は再交付をするとき（第8条第4項）	1件	3,000円
給水装置工事の設計審査（使用材料の確認を含む）をするとき（第8条第2項）	1件	1,000円
給水装置工事のしゅん工検査をするとき（第8条第2項）	1件	1,000円
私設消火栓の消防演習の立会をするとき（第21条第2項）	1回	500円
給水装置の構造及び材料の確認をするとき（第36条第2項）	1回	3,000円
証明書の交付をするとき	1件	150円